

告示第 49 号

太子町初回産科受診料支援事業実施要綱（令和 6 年告示第 43 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 27 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 11 条を削り、第 12 条を第 11 条とする。